

一般社団法人コミュニティ・４・チルドレン定款
(2012年8月4日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人コミュニティ・４・チルドレンと表示し、コミュニティ・フォー・チルドレンと称する。

2. この法人の名称の英文における表示は、Community 4 Childrenとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市阿倍野区阪南町1丁目45番1—302号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、恵まれない環境に置かれるアジアの子どもたちに対して、彼らの基本的人権を守り、健全に成長・発達することのできる地域社会づくりを支援すると共に、将来、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、子ども、保護者、地域住民、市民活動団体、専門機関および公的機関などと協力・連携して次の事業を行う。

- ① アジア各国で、子どもたちが健全に成長・発達することのできる地域社会づくりを目指す活動の支援
- ② 奨学金および学資援助等子どもたちへの教育支援
- ③ 子どもたちへの環境教育および地元の文化復興・継承の支援
- ④ 課題の明確化、解決方策に関する調査研究
- ⑤ 視察、研修、ワークショップ等による交流と相互理解の推進
- ⑥ 対象地域に関する各種情報提供事業
- ⑦ 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動や事業を支援する個人及び団体

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前10条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 継続して1年以上会費を滞納したとき
- ② 総社員が同意したとき。
- ③ 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(総会の種別)

第12条 この法人の総会は、定時社員総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 社員の除名
- ② 理事の選任又は解任
- ③ 理事の報酬等の額
- ④ 計算書類等の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第17条 臨時総会は、社員総数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、開催することができる。

第18条 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、またはファックス、電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 社員の除名
- ② 定款の変更
- ③ 解散
- ④ その他法令で定められた事項

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を副代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、

新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

① 事業報告

② 貸借対照表

③ 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

3 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第34条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名

栗原英文 大阪府

加藤真理子 大阪府

山田有希子 大阪府

2 この法人の設立時代代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

3 この法人の会費は、第〇〇条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人) 年会費1万円

正会員(団体) 年会費5万円

(2) 賛助会員(個人) 一口5千円

賛助会員(団体) 一口1万円

(改正)

この定款は平成24年8月4日から施行する。

(平成24年8月4日定時社員総会で改正)